

防・耐火告示の例示仕様用木質系セメント板

1. 適用範囲

この規格は、JIS A 5404 木質系セメント板のうち、防・耐火告示(別記・以下、告示と称す)に例示される木質系セメント板(以下、告示仕様木質系セメント板と称す)について規定する。

2. 品質、寸法

2.1 品質及び性能

告示仕様木質系セメント板は、JIS A 5404 木質系セメント板及び告示に定められている規定を満足しなければならない。

2.2 厚さ及び許容差

製品の最小厚さは、JIS A 5404 と告示の例示仕様で示される厚さを満足しなければならない。

最小厚さの許容差は箇条 3 によって試験したとき、JIS A 5404 に決められている表 1 による薄い方の許容差を満足しなければならない。なお、告示の例示仕様で示される厚さが表 1 にない場合、許容差は最小厚さの-10%以内とする。

表 1 - 最小厚さの許容差

単位 mm		
種類	最小厚さ	許容差
木毛セメント板	15	-1.5
硬質木片セメント板	12	-1.0
	18	-1.5

3. 試験方法

木質系セメント板の最小厚さは、製品全形における図 1 に示す端部及び中央部近傍の最も薄い箇所を、目量 0.1 mm 以上の精度をもつダイヤルゲージもしくは図 2 に例示する最小厚さが測定できる測定器等を用いて測定し、その平均値を四捨五入して小数点以下 1 けたに丸める。重ねしろがある場合は重ねしろ部分を外し、図 1 の測定点の近傍の最も薄い箇所を測定する。

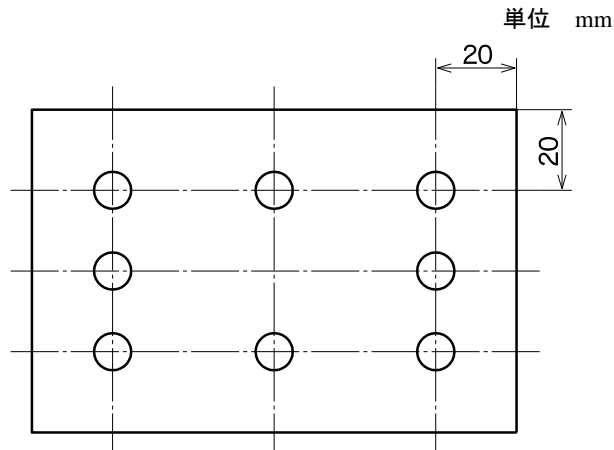
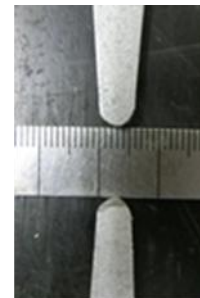


図 1 最小厚さ測定位置

最小厚さ部分がボード中央部等にあり、図1に記載する点で測定できない場合は、木質系セメント板を切断して、最小厚さ部分を測定する。



キャリパゲージ



キャリパゲージ先端

図2 測定器の例

4. 検査

検査は、合理的な抜取検査方式によって試料を抜き取り、箇条**3**によって試験を行い、箇条**2**の規定を満足しなければならない。

JIS A 5404 に関わる検査は、JIS の規定にしたがって実施する。

最小厚さの検査は形式検査とする。ただし、切削加工により凹凸模様を付与する場合等、JIS A 5404 に基づく厚さ検査では最小厚さを管理できない場合は、最小厚さの検査は、受渡検査とする。

解説

201X 年の JIS A 5404 改正により、表面に凹凸模様を付けた製品の厚さは、凸部の厚さによって規定されることが明示された。また、凹凸模様のない製品においても、JIS に規定される方法では、最大厚さを測定する方式となっている。これに対して、防・耐火構造及び防火材料の告示における例示仕様では、防火被覆材の厚さは、最小厚さを規定している。

そこで、本規格は、JIS A 5404 の解説 3 及び 5.2.3 に記載されている告示の例示仕様に対する配慮への具体的な規定として、最小厚さを及びその測定方法を工業会規格として制定したものである。

測定の方法は、JIS A 5404 にならうものとするが、最小厚さが測定可能な測定器を選択することが重要であり、本規格では例としてダイヤルゲージを挙げているが、凹凸模様によって、最適な測定器を選択する必要がある。

また、本規格による最小厚さは、凹凸模様の付与方法により、その管理の頻度は異なる。

すなわち、凹凸模様の付与が型板による生産の場合、厚い部分の厚さと薄い部分の厚さの差は一定であるため、形式検査によって厚い部分の厚さを管理すれば、受渡検査は必要ない。

一方、切削加工の場合は、切削に用いる装置の設定によって、製品の最小厚さは設定できる。このため、その設定毎に最小厚さの管理が必要となる。なお、切削による凹凸模様の付与においても、JIS A 5404 の解説にある通り、この加工が製品の表面又は裏面を基準にして行うことになるが、表面を基準とした場合、厚い部分を基準に凹凸模様の深さを切削加工することによって、薄い部分の管理も可能となる。また、裏面を基準とした場合は、薄い部分の厚さを残して加工することになり、薄い部分の管理が可能となる。

JIS A 5404 解説 5.2.3 抜粋

「木質系セメント板は、防耐火告示の例示仕様となっているものもあるため、凹凸模様を付けた製品については、その製品の薄い部分の厚さが、当該告示に合致するような意匠設計及び生産上の配慮が必要である。

凹凸模様の付与の製法を考慮すると、型板による生産の場合、厚い部分の厚さと薄い部分の厚さの差は一定であるため、厚い部分の厚さを管理することで問題はない。切削加工の場合は、製品の表面又は裏面を基準にして加工することになるが、表面を基準とした場合、厚い部分を基準に凹凸模様の深さを切削加工することによって、薄い部分の管理も可能となる。また、裏面を基準とした場合は、薄い部分の厚さを残して加工することになり、薄い部分の管理が可能となる。

告示一覧

平成 12 年建設省告示第 1358 号 **準耐火構造の構造方法を定める件** 平成 29 年 3 月改正

平成 12 年建設省告示第 1359 号 **防火構造の構造方法を定める件** 平成 28 年 3 月改正

平成 12 年建設省告示第 1360 号 **防火設備の構造方法を定める件** 平成 27 年 2 月改正

平成 12 年建設省告示第 1401 号 **準不燃材料を定める件**

平成 27 年国土交通省告示第 253 号

主要構造部を木造とすることができる大規模の建築物の主要構造部の構造方法を定める件

平成 28 年 3 月改正